板橋区高齢者住宅設備改修費助成事業のご案内

板橋区に住民票がある 65 歳以上の高齢者の方に対して、自立した日常生活の支援、要介護状態の予防及び悪化予防、介護負担の軽減を目的に、改修費を助成します。 助成種目は、「介護予防住宅改修」と「住宅設備改修」の 2 種類です。 いずれも、工事着工前に申請書類を提出いただき、審査を行った後、助成決定いたします。

1 介護予防住宅改修

対 象 種 目	助成限度額	対 象	相談先
(1)手すりの取付け (2)段差の解消 (浴槽の取替えを除く) (3)すべりの防止及び移動の円 滑化等のための床材の取 替え (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取 替え	対象種目 (1)~(5)の 合計額の 10万円まで 自己負担あり 「3.自己負担額」を参照	虚弱等により、既存の住宅での生活が不自由な 高齢者で、下記①または②に該当する方 ① 介護保険要介護認定の結果が「非該当」と 判定された方(判定結果から1年以内) ②『元気力(生活機能)チェックシート(※)』の 結果、介護予防が必要と判断された方 ※担当のおとしより相談センターで受けることが できます	お住まいの住 所を担当する おとしより相談 センター (4 ページ参 照)

◇ 要介護認定結果(要支援1~要介護5)をお持ちの方は、介護保険住宅改修をご利用ください。

2. 住宅設備改修

種目	助成限度額	対 象	相談先
浴槽の取替え 以下の場合、助成対象外 ・設備の老朽化、破損等の理由 ・現状の浴槽と変化(深さ等)が 無い場合 判断に迷う場合は事前にご相談 ください	20万円まで 自己負担あり 「3. 自己負担 額」を参照	身体機能の低下等により、既存の設備での使用が 困難な高齢者で、下記①または②に該当する方 ①『元気力(生活機能)チェックシート(※)』の結果、 介護予防が必要と判断された方 ※担当のおとしより相談センターで受けることが できます ② 介護保険要介護認定の結果が、要支援1~要介 護5と判定された方	ケヤ ケャい住 アー アー方はい ジ ジなお 住
流しまたは洗面台の取替え 車いす等に座ったままで 利用できる設備に取り替える 場合に限る 以下の場合助成対象外 ・設備の老朽化・破損等の理由	15万円まで 自己負担あり 「3. 自己負担 額」を参照	原則居室で車いすを使用している方で、既存の設備での使用が困難な高齢者で、下記①に該当する方 ①介護保険要介護認定の結果が、要支援1~要介護5と判定された方	所を担当す るおとしより 相談 センタ ー(4 ページ 参照)

3. 自己負担

助成の自己負担割合は世帯の状況で異なります。

世帯の状況	自己負担割合
同一世帯全員の所得が住民税非課税の場合	助成限度額の1割負担
同一世帯員のいずれかに住民税課税所得者がいる場合	助成限度額の3割負担
生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯	免除

4. 高齢者住宅設備改修費助成事業と介護保険制度との関係(〇印は利用可能)

事業種別	介護保険制度	高齢者住宅設備改修費助成事業		
対象者		1. 介護予防 住宅改修 (手すり・段差解消等)	2. 住宅設備改修	
			浴槽交換	流し・洗面台交換
介護保険認定結果 「非該当」(1年以内)	×	0	×	×
介護予防が必要と判断 された方	×	0	0	×
介護保険認定結果 「要支援1~要介護5」	0	×	0	0

「介護保険制度の住宅改修を併用して利用する場合は、別途介護保険課給付係への事前申請が必要です。 「介護保険課給付係 住所:板橋区板橋 2-66-1 北館 2 階 TEL:03-3579-2356

5. ご利用にあたって

- (1) 板橋区に住民票登録をした住宅と異なる住宅の工事を行う場合は対象となりません。
- (2) 住宅設備の破損・老朽化などのための改修や、新築・増築に伴う工事は対象となりません。
- (3) 介護予防住宅改修は対象工事額が、10万円の限度額に達するまで申請が可能です。
- (4) 住宅設備改修(浴槽の取替え、流しまたは洗面台の取替え)は、一住宅につき各種目1回の助成です。
- (5) 施工業者の指定はありません。複数の施工業者の見積もりを取ることをお勧めします。
- (6) 介護予防住宅改修の着工前に介護保険の住宅改修費支給申請を行った場合、介護予防住宅改修の 助成決定を取り消す場合があります。

6. 提出書類

高齢者住宅設備改修費助成事業の助成を受けるためには、工事着工前と工事完了後にそれぞれ提出する 書類があります。工事着工後の申請は受付できません。審査がありますので余裕をもってご提出ください。

- (1) 提出書類:下記の表のとおり
- (2) 提出先:板橋区役所おとしより保健福祉センター介護普及係(住所:板橋区前野町 4-16-1)

工事[着工前] 書類名	記入·作成者
①高齢者住宅設備改修費助成申請書	申請者(※)
②住宅改修計画書(理由書)	ケアマネジャー
③見積書(指定書式) ④工事前後の平面立面図	施工業者
⑤日付入り写真	施工業者
⑥元気力チェックシート(介護保険の認定が無い場合)	おとしより相談センター
⑦住宅改修承諾願(民間借家・賃貸の場合)	申請者

工事[完了後] 書類名	記入·作成者
⑧完成後の日付入写真	施工業者
⑨住宅設備改修工事完了届	申請者
⑩請求書	申請者
⑪支払金口座振替依頼書	申請者
申請者本人の口座振込以外の場合	由 津 ≭
⑫ 受領権委任状	申請者

- ※ 申請者は原則高齢者ご本人となります。
- (3) ①③⑦⑨⑩⑪⑫は板橋区指定書式でご提出ください。公営賃貸の場合⑦については公営住宅指定の書類を提出してください。
- (4) 板橋区公式ホームページ(https://www.city.itabashi.tokyo.jp)から下記の書類をダウンロードできます。

HP➡【健康・医療・福祉】➡【高齢者の方へ】➡【助成・援助】➡【高齢者の住宅改修費助成事業】

- ①申請書·②住宅改修計画書(理由書)·③見積書·⑦住宅改修承諾願
- 板橋区高齢者住宅設備改修費助成事業のご案内パンフレット
- 高齢者のための住宅改修のポイント

~ ご相談・お申込みから高齢者住宅設備改修費助成金お支払いまでの流れ ~

ご相談

• ケアマネジャーまたは担当のおとしより相談センターに住宅改修の相談



事前訪問

- 申請者、施工業者、ケアマネジャーまたはおとしより相談センター職員が工事予定個所の現場確認を行い、住宅改修計画を検討
- 住宅改修の助言などおとしより保健福祉センター職員の訪問を希望される場合は、ケアマネジャーまたはおとしより相談センター職員が「技術支援依頼票」にて連絡
 - ※ 助成金振込先については、申請者と施工業者との話し合いで工事完了 までにどちらにするか決めてください



申請書類 の提出

• 2ページ「6.提出書類」に記載された工事着工前書類一式を おとしより保健福祉センターへ提出



審查• 助成決定

- 提出書類について審査
- 書類に不備・不足等がある場合は、再提出
 - ※ 書類を区に提出してから助成決定までに1週間~10日程度かかります



決定通知

申請者へ助成決定通知書を郵送※ ケアマネジャー・施工業者へはおとしより保健福祉センターから連絡します



着工• 完了連絡

• 工事完了後、施工業者はケアマネジャーとおとしより保健福祉センターへ工事完了の 連絡し、速やかに完成後の日付入り写真をおとしより保健福祉センターへ提出



事後手続

- 工事完了の現場確認
- 2ページ「6.提出書類」に記載された工事完了後書類を記入し提出



助成金 お支払い

• 工事完了書類受理から概ね1か月半~2か月後に、指定の口座に振り込み ※ 通帳記帳などでご確認ください

本事業の問合せ先:板橋区おとしより保健福祉センター介護普及係 〒174-0063 東京都板橋区前野町4-16-1

TEL 03-5970-1120 FAX 03-5392-2060

あなたのまちの相談窓口

おとしより相談センター(地域包括支援センター)

